

近年の裁判例から学ぶ マンションの管理運営

1. 不在区分所有者の協力金制度は「特別の影響」には当たるか。
2. 窓サッシ等開口部改修工事の費用負担者は誰か。
3. 滞納水道料金を特定承継人に対して請求できるか。等々

昨年1月には最高裁で不在区分所有者に対する「住民活動協力金」を「有効」とする判決があり、マンション管理の現場や専門家間で大きな話題となりました。そのほかにも、昨今ではマンション管理を巡って、いろいろな裁判事例が出ています。価値観を異にする人たちが集まり住むマンションでは、管理組合と居住者、居住者間のトラブルなど、紛争の内容もますます多様化する傾向にあります。各団体が行っている相談会でも回答困難な問題やトラブルに直面することもしばしばではないでしょうか。

今回のセミナーでは近年の裁判例を素材として、身近に起こり得る管理運営を巡るトラブルを中心に専門家である弁護士の方にお話しいただきます。

相談員等はCPDカードを持参し捺印を受けてください。

講師：弁護士・マンション管理士 小川敦司氏（相模原中央総合法律事務所）
横浜弁護士会所属

日時：2月19日（土）13時30分～16時 受付開始：13時
会場：生涯学習センター（31階建て高層マンションの5階 第1学習室）
横須賀市西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ内（案内図参照）
電話 046-822-4830
参加費：無料
定員：80名（満席になり次第締め切り）
主催：神奈川県下マンション管理アドバイザー等CPD委員会
NPO かながわマンション管理組合ネットワーク
担当：NPO よこすかマンション管理組合ネットワーク
NPO 湘南マンション管理組合ネットワーク

◆お申し込みはE-mailまたは別紙申込用紙に記入のうえ、神管ネットCPD委員会事務局へFAXでお願い致します。

事務局電話 046-824-8133

平成 23 年 2 月 19 日 (土) 午後 1 時 30 分より

近年の裁判例から学ぶ マンションの管理運営

参加申込書

会場 生涯学習センター (横須賀)

団体名・管理組合名			
連絡先住所 : 〒			
TEL :		FAX :	
お名前		役職名	MEMO
①			
②			

E-mail info@jinkan-net.com

FAX 番号 046-824-8133

会場案内

- ◆京急逸見(へみ)駅下車 徒歩 5 分
逸見駅には快特、特急は止まりません。
横浜方面からは金沢文庫で普通電車に乗り換えてください。
- ◆JR 横須賀駅下車 徒歩 5 分

